

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅以外または認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請をします。

令和 年 月 日

新十津川町長 谷 口 秀 樹 様

申請者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

所在地	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	m ²
構造	造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅

<備考>

- ① { } 中は、(イ)または(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を○印で囲んだ場合は、さらに(a)から(f)のうち、(ロ)を○印で囲んだ場合は(a)か(b)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- ② 「建築年月日」の欄は、(b)、(d)または(f)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- ③ 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(a)、(c)または(e)を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- ④ 「取得の原因」の欄は、上記(イ)(b)(d)(f)または(ロ)を○印で囲んだ場合に限り、(1)または(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- ⑤ 「申請者の居住」の欄は、(1)または(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。
- ⑥ 「構造」の欄は、建築後20年超25年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記簿に記載された構造を記載すること。
- ⑦ 「区分建物の耐火性能」欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)または(2)のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記簿に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリート造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)を○印で囲むこと。

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅以外または認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が
された家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋

年 月 日

(ハ)新築

(ニ)取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	樺戸郡新十津川町字
申請者の氏名	
家屋の所在地	樺戸郡新十津川町字 番地
家屋番号	番
取得の原因	(1) 売買 (2) 競落
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日

新証第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

北海道樺戸郡新十津川町長 谷口秀樹

申立書
(住宅用家屋証明申請書用)

令和 年 月 日

新十津川町長 様

住所
申請者
氏名

この度、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居状態ではありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示

所在地 樺戸郡新十津川町字 番地
家屋番号

2. 家屋の居住表示

3. 入居予定年月日 年 月 日

4. 現在の家屋の処分方法等

5. 入居が登記の後になる理由

尚、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。